

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(広島市)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
広島市	木造	構造耐力上主要な軸組工事 (枠組壁工法にあっては耐力壁の工事)	構造耐力上主要な軸組を覆う外装工事及び内装工事 (構法上やむを得ない部位の内外装工事を除く)
	S造	1階の鉄骨その他構造部材の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆及び内外装工事(構法上やむを得ない部位の内外装工事を除く)
	RC・SRC造	2階(平屋の場合は屋根)の床、はりの配筋工事	2階(平屋の場合は屋根)の床、はりのコンクリート打込み工事
	プレキャスト コンクリート造	屋根及びそれを支えるはりの取付け工事	壁の外装工事又は内装工事
	その他の構造	屋根及びそれを支えるはりの工事	壁の外装工事及び内装工事(構法上やむを得ない部位の内外装工事を除く)
	上記の構造を 併用する構造	該当する各構造の区分に掲げる特定工程のうち、最も早く施工する工事	該当する各構造の区分に掲げる特定工程後の工程のうち、最も早く施工する工事
備考	・ 工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ※フレキストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(広島市)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
広島市	新築 ・ 棟ごとに新築する一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く)	・ 法18条第2項又は法85条の規定の適用を受ける建築物	H27.1.1～H29.12.31

※一の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。